

# 島根県報

第一、四九一号

平成十五年七月二十九日

(火曜日)

## 目次

告示	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	一
届出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( )	一
届出	生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	( )	二
届出	結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	二
届出	結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	( )	二
届出	土地改良区の役員就任及び退任	(農村整備課)	三
公告	行政手続データベースの開発等に係る事業予定者の決定のための企画提案競技の実施	(人事課)	三
公告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	四

## 告示

島根県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定によ

り告示する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
益田地域医療センター医師会病院 美濃出張所	益田市美濃地町イ一五七・二	平成十五年七月八日
益田地域医療センター医師会病院 飯浦出張所	益田市飯浦町イ九八五	平成十五年七月八日
かずあき歯科クリニック	浜田市長沢町一八・八	平成十五年七月二日
すみれ調剤薬局	松江市西津田一〇丁目一七・二〇・二二	平成十五年七月十日
すみれ調剤薬局八雲店	八束郡八雲村日吉一九四・一四	平成十五年七月十日

島根県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐々木医院	浜田市下有福町四四〇	平成十五年六月二十六日
原田歯科医院	安来市荒島町一八一・四・一	平成十五年七月一日
すみれ調剤薬局	松江市西津田一〇丁目一七・二〇・二二	平成十五年六月三十日

すみれ調剤薬局八雲店	八束郡八雲村日吉一九四・一四	平成十五年六月三十日
------------	----------------	------------

島根県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
田井診療所	飯石郡吉田村深野六一・四	飯石郡吉田村深野七一・二	平成十五年六月九日

島根県告示第六百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第一条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
島根県看護協会訪問看護ステーションそよかぜ	浜田市田町一五六二	平成十五年四月一日

はまやま薬局	出雲市松寄下町一〇九二・一八	平成十五年四月十六日
医療法人後藤クリニックス	松江市大庭町二二九・六	平成十五年五月一日
医療法人中村内科循環器クリニックス	松江市西川津町三九八・五一	平成十五年五月一日
医療法人小田整形外科医院	益田市巾島町口一四五・三	平成十五年五月一日
すみれ調剤薬局八雲店	八束郡八雲村日吉一九四・一四	平成十五年五月十二日
医療法人昭仁会今岡内科循環器科	出雲市古志町一〇五八・二	平成十五年六月一日
そつこう薬局北堀店	松江市北堀町二二・三	平成十五年六月二日
田井診療所	飯石郡吉田村大字深野七一・二	平成十五年六月九日
かずあき歯科クリニックス	浜田市長沢町一一八・八	平成十五年六月十八日
かとう耳鼻咽喉科医院	簸川郡大社町大字中荒木字中分八五二・一	平成十五年六月二十四日

島根県告示第六百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
小田整形外科医院	一 益田市巾島町口一七四・	平成十五年四月三十日
中村内科循環器クリニック	五 松江市西川津町三九八・	平成十五年四月三十日
リビング薬局	出雲市大津新崎町一・二	平成十五年五月三十日
今岡内科循環器科	二 出雲市古志町一〇五八・	平成十五年六月一日
田井診療所	一・四 飯石郡吉田村大字深野六	平成十五年六月八日
佐々木医院	浜田市下有福町四四〇	平成十五年六月二十六日
佐々木医院温泉診療所	江津市有福温泉町六三七	平成十五年六月二十六日

島根県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

頓原町土地改良区

- 一 就任した役員氏名及び住所
- 理事

本田 哲三 飯石郡頓原町大字頓原村一一九八番地二

- 二 就任年月日

平成十五年六月十二日

- 三 退任した役員氏名及び住所

理事

景山 一 飯石郡頓原町大字都加賀二六番地

公 告

行政手続データベースシステムの開発等を行う事業予定者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 企画提案競技の概要

- (1) 名 称 島根県行政手続データベースシステム企画提案競技

- (2) 募集内容 募集要項による

- (3) 仕 様 「島根県行政手続データベースシステム仕様書」による

二 参加資格

企画提案競技に参加しようとする者は、次のアからカまでのすべてに該当すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項の規定に該当しないものであること。

- イ 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の各号に該当すると認められる事実があった後二年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

- ウ 島根県税を滞納していない者であること。

- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- オ 過去二年間に五百人以上が利用するWeb技術を使用したシステムの納入実績があること。

- カ 過去二年間に五百人以上が利用する汎用的なりレシーショナルデータベース運用システムの納入実績があること。

三 参加手続

- (1) 募集要項の配布方法及び期間

ア 配布方法 募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間 平成十五年七月三十日(水)から平成十五年八月六日(水)までの午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日を除く)

(2) 説明会の開催

ア 日 時 平成十五年八月六日(水)午前十一時〇〇分から

イ 場 所 島根県庁会議棟 第二会議室

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法 郵送又は持参による。

イ 提出期限 平成十五年八月二十六日(火)午後一時まで

(郵送の場合は書留とし、平成十五年八月二十六日(火)午後一時までに必着のこと)

ウ 提出先 〒六九〇・八五〇一 松江市殿町一番地

島根県総務部人事課行政管理スタッフ

四 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

ア 参加申込書 一部

イ 会社概要書 一部

ウ 法人登記簿謄本 一部

エ 誓約書 一部

オ 県税の納税証明書 一部

カ 使用印鑑届 一部

キ 企画提案書 十部

ク 見積書 一部

(2) 提出書類の形式及び内容

募集要項による。

(3) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

イ 提出書類は、他の提案者に対しては非公開とする。

ウ 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。

五 選定方法

(1) 提出書類により、参加資格及び提案内容を書類審査の上、島根県行政手続データベースシステム審査委員会にて審査を行い、最も優秀な企画提案を行った者を事業予定者とする。

(2) 選定結果については、全提案者に対し文書で通知する。

六 契約

(1) 契約相手方 事業予定者と島根県行政手続データベースシステム構築業務契約について交渉の上、随意契約を行うものとする。

(2) 契約金額 事業予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

七 その他

詳細は、募集要項による。

八 問い合わせ先及び書類提出先

〒六九〇・八五〇一 島根県松江市殿町一番地

島根県総務部人事課 行政管理スタッフ

担当 加藤

電話 〇八五二・二二一・六二二五

FAX 〇八五二・二二一・五〇二四

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月二十九日

島根県知事 澄 田 信義

一 申請のあった年月日

平成十五年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 らんぐ・ざーむ

三 代表者の氏名

鎌原 茂幸

四 主たる事務所の所在地

浜田市相生町一三九一番地八

五 定款に記載された目的

本会は、「困ったときにお互いに支えあい、心身・経済が豊で住みやすい地域」の実現を目指し、高齢者中心と担い手不足の農業経営に対して、「農家と農業体験希望者の対流実現」、「農機具を購入しなくても、創ることを味わう農業楽耕」、「働く場所の無い」雇用不均衡の解消、老後の生活支援、介護保険等に関する事業を行い、元気の出る地域社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から一月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

平成十五年七月二十九日印刷  
平成十五年七月二十九日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江  
市  
学  
園  
南  
町  
松  
島  
陽  
根  
印  
刷  
所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行